第202回愛知県大規模小売店舗立地審議会報告案件(法第6条第2項)

〈変更〉 1件

住・生活関連品	業態	店舗名	店舗面積	所在地	用途地域	主な届出内容	市町村意見	住民意見	県意見	備考
	住・生活関連品 専門店	ハードストック豊橋	2, 106 m²	豊橋市小松町219番 地ほか5筆	域、第1種中 高層住居専用	○駐車場利用可能時間帯(午前9時30分~午後10時→午前6時30分~午後10時)	あり	無	「なし」	

店舗名:ハードストック豊橋

意見区分	市長意見	対応
(1)駐単需要の 充足等交通に係 る事項	<駐車場①と駐車場②の市道上での往来について> 駐車場②店舗側には交差点に近い出入口cをはじめ3箇所の出入口が近接してあるが、駐車場①出入口bから駐車場②へ流入する車両と 駐車場②から流出する車両や来店者が市道(小松町・北山町20号線) 上で交錯して滞留することで、周辺住民の通行に支障が出る恐れがある。 そのため、駐車場利用状況によっては、出入口c~eにおける入口・ 出口の用途分け、もしくは出入口b付近に駐車場②の出入方法案内看 板の設置を行うなど、円滑で安全な市道横断がなされるような対策を 検討するように。	駐車場の利用状況に応じて適切な対応を検討致します。
(2)騒音の発生 に係る事項	_	-
(3)廃棄物に係る 事項等	_	
(4)その他の事 項	_	_